

加盟競技団体 会長 様

公益財団法人神奈川県スポーツ協会
会 長 岡 田 伸 浩
(公 印 省 略)

令和 7 年度公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者等
表彰候補者の推薦について（依頼）

本会諸事業の推進につきましては、日ごろ格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
このたび、別添要項のとおり公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者等表彰を実施
することとなりました。

つきましては、「表彰要項」及び「候補者推薦にあたっての留意事項」の記載内容をご確認いた
だき、提出期日までにご推薦くださいますようお願い申し上げます。

なお、推薦対象者は要項の 2. 表彰基準（1）、（4）に限ります。（2）、（3）、（5）につつま
しては、中央競技団体及び日本スポーツ協会からの推薦となります。

また、期日までに推薦がない場合は、該当者なしとさせていただきますので、予めご承知くだ
さい。

なお、複数の推薦者がいる場合は、必ず、候補者名簿に優先順位を記入願います。

<提出期限>

- （1）永年表彰 : 令和 7 年 7 月 18 日（金）必着
- （4）退任感謝状 : 令和 8 年 2 月末まで、随時受付

【経歴書・名簿につきましては、必ずエクセルデータで送付願います。】

<提 出 先>

公益財団法人神奈川県スポーツ協会 生涯スポーツ課

<添付資料>

- ・公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者等表彰要項
- ・候補者推薦にあたっての留意事項
- ・候補者名簿作成に伴う注意事項
- ・各種推薦書式

<留意事項>

- ・「候補者推薦にあたっての留意事項」の記載内容をご確認ください。
 - ・推薦基準となる、活動歴、活動年数、表彰歴、等をご確認ください。
 - ・表彰内容によっては表彰規程の提出を求めることがありますので、ご用意をお願いいたし
ます。
- ※ご不明な点は、事務局へお問い合わせください。

生涯スポーツ課 吉田・千葉
〒221-0855 横浜市神奈川区三ツ沢西町 3-1
E-mail: shougai@sports-kanagawa.com

公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者等表彰要項

1. 趣旨

永年にわたりスポーツ指導者として、スポーツの指導育成及び組織化、競技力の向上、公認スポーツ指導者制度の発展その他国民スポーツの振興に貢献した者のうち、特に顕著な功績があった者を表彰し、その功に報いるとともに、将来のスポーツ界を担う若手指導者の奨励を通じて、今後における公認スポーツ指導者制度の一層の発展に資する。

2. 表彰の基準

表彰の対象は、以下の各号の基準を満たす者とし、第1号から第4号までは公認スポーツ指導者とする。

(1) 永年表彰

公認スポーツ指導者資格登録認定後、通算15年以上にわたりスポーツの指導育成及び組織化等に尽力し、顕著な功績が認められ、原則として所属する中央・都道府県・市区町村の各競技団体若しくは都道府県・市区町村体育（スポーツ）協会、又は国・地方公共団体から表彰を受けた者。ただし、過去において本基準による表彰を受けたことがない者であること。

(2) 優秀選手育成賞

公認スポーツ指導者として、競技の普及や競技力の向上に尽力し、前年度に開催されたオリンピック競技大会、アジア競技大会又はこれに準じる国際大会において、優秀な成績をあげた選手を育成指導してきた者。ただし、過去において同一選手の成績に基づき本基準による表彰を受けたことがない者であること。

(3) 若手指導者奨励賞

受賞年度に満30歳以下の者のうち、今後、当該推薦団体において中心的な役割を担うことが期待される者。ただし、過去において本基準による表彰を受けたことがない者であること。

(4) 退任感謝状

おおむね15年以上にわたりスポーツの指導育成に貢献し、特に顕著な功績を残し退任した公認スポーツ指導者。

(5) 特別功労表彰

公認スポーツ指導者制度の確立及び発展などのために貢献し、顕著な功績があるとして本会が特に認めた者、並びに公認スポーツ指導者として特に模範となる功績を上げた本会が特に認めた者。

公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者等表彰 受賞候補者推薦にあたっての留意事項【令和 7(2025)年度】

1. 受賞候補者の個人情報の取扱いについて（共通事項）

受賞候補者の個人情報は、別添「公認スポーツ指導者等表彰における個人情報の取扱いについて」のとおり、取り扱います。

2. 表彰の基準 第1号「永年表彰」【提出期限：令和 7(2025)年 7 月 18 日(金)】

(1) 表彰対象者

表彰対象となる公認スポーツ指導者は、スポーツリーダーを除くすべての公認スポーツ指導者資格保有者となる。

候補者が表彰の基準に満たしているかどうか判断に迷われた場合は、当該指導者の氏名・登録番号を神奈川県スポーツ協会（以下、「本会」という。）の下記アドレスへご連絡ください。

メールアドレス：shougai@sports-kanagawa.com

※氏名と登録番号が一致しない場合につきましては、確認できませんのでご注意ください。

※サッカー及びバスケットボールコーチ資格についても表彰の対象となります。

ただし、日本サッカー協会公認 D 級ライセンス、日本バスケットボール協会公認 D 級ライセンスは対象外となります。

(2) 活動年数

活動年数の起算日は初期登録日とし、当該資格の初期登録日から 2025 年 4 月 1 日時点で 15 年以上の活動年数が必要となります。このため、2025 年度の候補者は、**初期登録日が 2010 年 4 月 1 日登録**までの方が対象となります。

更新手続き忘れや更新研修未受講による登録保留期間も繰り入れ可能です。ただし新規登録時の未登録期間は、活動年数へ繰り入れ不可です。また復活登録者についても、無効期間の繰り入れは不可となります。

資格有効が 2025 年 4 月 1 日時点で失効している場合は推薦対象にはなりません。また 2025 年 10 月 1 日時点で失効している(する)場合は表彰対象となりません。

(3) 表彰歴

過去において競技団体(中央・都道府県・市町村)や体育・スポーツ協会(都道府県・市町村)、国および地方公共団体(都道府県・市町村)から「**スポーツの指導育成における功績**」により、表彰を受けている必要があります。日本スポーツ協会(以下、「JSPO」という。)やスポーツ少年団、指導者連絡協議会などを含む上記記載団体以外からの表彰は対象とはなりません。

※各団体における表彰基準表等をご確認させていただく場合がございます。

表彰基準表等のご準備をお願いいたします。

※近年、指導者ではなく**各団体の役員等**が推薦で上がってくることがございます。

推薦につきましては、問題ありませんが表彰可否につきましては、本会選考委員会および JSPO の判断となりますので、ご承知おきください。

(4) 各種推薦様式

令和 7(2025)年 7 月 18 日(金)までに、推薦書および受賞候補者名簿(Excel 形式)の 2 点をメールに添付して送信してください。

※期日までに提出がない場合につきましては、推薦者なしと判断させていただきます。

※必ず本会から送付するデータを活用してください。独自様式を使用した場合は、JSPO に受領していただけない場合がございます。

(5) 推薦後の流れ

9 月または 10 月開催の JSPO 指導者育成委員会にて審査され、受賞者を決定後、本会へ決定通知が届き次第、推薦団体へご連絡させていただきます。なお、受賞名簿の記載内容は、推薦様式に記載している内容を掲載しますが、確認事項が発生した場合には、ご連絡させていただきます。

【全国研修会での表彰式】

受賞者決定通知送付時に、表彰式(11 月下旬ごろ開催予定の令和 7 年度公認スポーツ指導者全国研修会に合わせて実施予定)への出欠確認を行います。

なお、対面形式での表彰式参加に伴う宿泊・交通費については自己負担となりますが、全国研修会の参加料については、無料とする予定になっております。また、対面形式で出席されなかった方の記念品については、令和 8 年 1 月下旬ごろに本会へまとめて送付されるため、その後発送させていただきます。記念品の送付先につきましては、改めてご確認させていただきます。

3. 表彰の基準 第 4 号「退任感謝状」【提出期限：令和 8(2026)年 2 月 27 日(金)】

(1) 対象者

15 年以上にわたってスポーツの指導育成に貢献し、特に顕著な功績を残して引退される方、あるいは将来表彰の対象となるにたる顕著な功績を残されたのにもかかわらず逝去された方を指しており、これらの方々に感謝状を贈呈するというものです。

本件については、その審査を JSPO 加盟団体長に委ねることとしており、必要に応じて各加盟団体に感謝状をお送りし、所定の様式による実績報告を年度末に一括して JSPO へ提出するものとなります。

(2) その他留意点

過去に JSPO 公認スポーツ指導者表彰等の表彰を受けた方も対象となります。

※令和 7(2025)年 4 月 1 日時点で資格が有効だった場合に限りです。

令和 7(2025)年度以降、スポーツの指導育成を全くしない方が対象となります。

※推薦団体の役員等を退任されるなどについては対象外となります。

(3) 推薦の流れ

年間を通じて随時受け付けます。メールにて「4 号退任感謝状受領者名簿」および「必要部数調査票を本会へ提出していただいたあと、JSPO へ提出させていただきます。

感謝状は氏名の記載がないものが届きますので、推薦団体にて記名の上、対象者(逝去者は関係者)に授与していただきますようお願いいたします。

感謝状授与後は、本会に感謝状贈呈報告書の提出をお願いいたします。

3. 候補者の推薦

候補者の推薦は、次の各号により行うものとする。

- (1) 前項第1号に定める候補者については、加盟都道府県体育（スポーツ）協会及び加盟中央競技団体が、別に定める様式により推薦を行うものとする。この場合、都道府県体育（スポーツ）協会については、前年度公認スポーツ指導者登録者数500名まで1名、以下500名までを越えるごとに1名を増やした人数を、中央競技団体については、1団体3名以内を推薦することができる。
- (2) 前項第2号および第3号に定める候補者については、加盟中央競技団体が別に定める様式により推薦を行うものとする。
- (3) 前項第4号に定める候補者については、加盟団体が特に必要と認めた場合に推薦を行うものとする。
- (4) 前項第5号に定める候補者については、本会が直接推薦を行うものとする。

4. 被表彰者の決定

被表彰者は、本会会長が指導者育成専門委員会の審査を経て、決定するものとする。ただし、前項第4号については、加盟団体長にその審査を委任することができる。

5. 表彰の方法

表彰の基準第1号、第2号、第4号、第5号については、本会会長が表彰状又は感謝状を授与する。

表彰の基準第3号については、本会指導者育成委員会委員長が表彰状を授与する。

6. 附則

この要項は平成7年5月16日から施行する。

この要項は平成11年3月8日から施行する。

この要項は平成19年8月22日から施行する。

この要項は公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

この要項は平成27年9月24日から施行する。

この要項は平成30年4月1日から施行する。

この要項は令和元年6月21日から施行する。